別表第２（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象経費 | 補助対象外経費、補助回数及び補助額 |
| 介護ロボット導入支援 | (1)　介護ロボット次のアからウの全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費を対象とする。ア　目的要件日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること（それぞれの定義については、令和６年６月４日付け老高発0604第１号の別紙１の別添を参照。）イ　技術的要件次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。・　ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット　　※　①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット　　・　経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成２５年度～平成２９年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成３０年度～令和２年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和３年度～）において採択された介護ロボット（「重点分野６分野１３項目の対象機器・システムの開発」に限る。）ウ　市場的要件　　・　販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。※　リース費用は当該年度の1月末までにかかる経費のみが対象となる。 | １　補助対象外経費・　消費税及び地方消費税　・　保険料　・　通信に係る経費　・　機器のメンテナンス費用　・　その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用　　２　補助回数１計画につき１回３　補助額　１機器につき、補助対象経費の実支出額に４分の３を乗じて得た額と、以下の表の第①欄に定める介護ロボットに応じた第②欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| ①介護ロボット | ②基準額 |
| 移乗支援（装着型・非装着型） | １００万円/台 |
| 入浴支援 |
| その他で定める機器 |
| 上記以外 | ３０万円/台 |

 |
|  |  (2)その他機器等　　(1)に該当しない機器のうち、別表第３に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると判断される機器等。 |  |
| ＩＣＴ導入支援 | 介護ソフト等 | 「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」（以下「ケアプラン標準仕様」という。）の対象となる介護サービス事業所については以下の①及び②を、それ以外のサービス事業所については①を満たす介護ソフトであること。また、以下の①を満たした上で、以下の③の機能を有するソフトウェアについても補助対象とする。①　介護事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないこと）。②　ケアプラン標準仕様の連携対象となる介護サービス事業所の場合、最新版のケアプラン標準仕様に準拠し、以下のイ～ホ全てのCSVファイルの出力・取込機能を実装した介護ソフトであること。イ)利用者補足情報ロ)居宅サービス計画１表　　　ハ)居宅サービス計画２表ニ)第６表（サービス利用票表）、実績情報ホ)第７表（サービス利用表票別表）③　以下のいずれかを対象とする。　　・「入退院時情報連携標準仕様」を実装したソフトウェア　　・「訪問看護計画等標準仕様」を実装したソフトウェア　　・厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を有するソフトウェア | １　補助対象外経費・　消費税及び地方消費税　・　保険料　・　通信に係る経費　・　機器のメンテナンス費用・　その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用２　補助回数原則１事業所につき１回とする。　ただし、補助額の合計が下記３に定める基準額の範囲内であれば、２回目の補助も可能とする。２回目の補助を行う場合には、基準額から１回目の補助額を除いた額を上限とする。　なお、１回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用について２回目以降の補助を行うことは認められない。３　補助額補助対象経費の実支出額に４分の３を乗じて得た額と、以下の表の第①欄に定める職員数（※１～※３）に応じた第②欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| ①職員数 | ②基準額 |
| １名以上１０名以下 | １００万円/事業所 |
| １１名以上２０名以下 | １６０万円/事業所 |
| ２１名以上３０名以下 | ２００万円/事業所 |
| ３１名以上 | ２６０万円/事業所 |

※１　職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。 |
|  | 【留意事項】※　補助対象経費については、介護ソフトを新たに導入する際の費用に加え、既に使用している介護ソフトの、➢　①、②又は③の補助要件を満たすための改修➢　令和３年10月20日付事務連絡「科学的介護情報システム（LIFE）と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様について（その３）」（以下、「LIFE標準仕様」という。）に対応するための改修に要する費用についても対象経費とする。　※　①の補助要件は、複数のソフトウェアを連携させることにより実現する場合であっても要件を満たすものとし、そのための改修に要する費用についても対象経費として差し支えない。 | ※２　職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11 年３月31 日厚生省令第37 号）第２条第８号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。※３　職員数の区分については、過年度に交付した際と当該年度申請時点の職員数（常勤換算）で少ない方の区分により査定する。 |
| 情報端末 | 　タブレット端末等、専ら介護ソフトを使用するための端末であって、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものであること。　ただし、持ち運びを前提にせず事業所に置くパソコンやプリンター等の端末は対象外とする。 |
| 通信環境機器等 | 介護ソフト等や情報端末を利用するにあたり必要なWi-Fiルーター等、Wi-Fi環境を整備するために必要な機器（機器の購入・設置のための費用）。ただし、通信費は対象外とする。 |
| 保守経費等 | 　クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費など。ただし、当該年度分に限る。 |
| その他 | 業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などのバックオフィス業務の効率化を図るソフトウェアの導入や、電子上での契約書の作成や署名を行うことができる電子サインシステム、AIを活用したケアプ |
|  | 　ラン原案の作成支援ソフトに係る経費（毎月支払う介護ソフトの利用料やリース費用、保守・サポート費用も対象とするが、当該年度中に係る経費のみが対象となる）。なお、当該年度の補助を含め、一気通貫（本事業の活用の有無を問わず、転記等の業務が発生しないこと）の環境が実現できている場合に限り補助対象とする。　また、ICTの活用に向けたリテラシーの習得に必要な研修等の経費を対象とする。 |
| 介護テクノロジーパッケージ型導入支援 | (1)　介護テクノロジーのパッケージ型による導入　　介護ロボット導入支援やICT導入支援で定める対象経費に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせて導入する場合に必要な経費。(2)　見守り機器の導入に伴う通信環境整備　見守り機器を効果的に活用するために必要　　な通信環境を整備するための以下の経費。・　Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）・　職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）・　介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）※　既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効率的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。 | １　補助対象外経費・　消費税及び地方消費税　・　保険料　・　通信に係る経費　・　機器のメンテナンス費用・　その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用２　補助回数　１事業所につき１回３　補助額　補助対象経費の実支出額に４分の３を乗じて得た額と、基準額1,000万円とを比較して、少ない方の額を補助額とする。 |
| 導入支援と一体的に行う業務改善支援 | (1)　第三者による業務改善支援 　生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（業務改善を支援する事業者）が、介護事業所において、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援も対象とする）等の支援を行う際に要する経費。　 ※　本事業の実施や個別の契約がなければ、本事業を実施する介護事業所に対して業務改善支援を行う立場になりえない事業者であること。(2)　介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等 介護テクノロジーを導入・活用するにあたり必要となる職員のスキルアップ研修等、介護事業所からの生産性向上の取組等に関する相談への対応等に係る経費。 | １　補助対象外経費・　消費税及び地方消費税　・　その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用２　補助回数　１事業所につき１回３　補助額　補助対象経費の実支出額に４分の３を乗じて得た額と、基準額45万円とを比較して、少ない方の額を補助額とする。 |

備考

（１）　他の補助金等を受けて導入する介護ロボット及びICT機器、通信環境の整備等については、本事業における補助の対象とはならない。

（２）　科学的介護情報システム（LIFE）による情報収集に協力すること。

（３）　介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレット端末等に、事業所が現に所有する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システムを用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。

（４）　本事業の補助対象となるICT機器等は、研究開発品ではなく企業が保証する商用の製品であるが、本事業で補助したタブレット端末等に、事業所において独自開発した介護ソフトについて、動作の安定性やサポート体制を確認した上で、インストールして使用しても差し支えない。ただし、本事業の補助を事業所が独自開発する介護ソフト等の開発に充てることは認められない。

（５）　交付決定前に実施した事業に着手する必要が生じた場合には、その理由を記載した福島県介護ロボット・ICT導入支援事業交付決定前着手届出書（別紙様式１４）を知事に提出することで、事前に着手することができるものとする。

　　　　なお、補助事業者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承した上で当該事業に着手するものとする。

別表第３（第３条関係）

|  |
| --- |
| １　以下のアからエのいずれかに該当する機器　　ア　移乗や移動を支援する機器（床走行式リフト等）　　イ　介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車等）　　ウ　見守りや介護業務を支援する機器・システム（バイタル情報等を元に職員へ通知を行うシステム等）　　エ　入浴を支援する機器（特殊浴槽等）２　一般的な用途に限定される機器等ではなく、介護事業所での使用に適合するもの３　販売価格が公表されており、一般的に購入できる状態にあること |